

大館市若年者婚姻支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大館市民の若年者の婚姻を支援し、婚姻数の伸び悩みや出生数の減少による自然減の抑制を図るとともに、大館市への定住を促進することで、人口減少に歯止めをかけることを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は若年者の婚姻を支援するため、あきた結婚支援センター（以下「センター」という。）登録料助成事業、大館市ブライダル資金利子補給助成事業及び大館市若年者婚姻支援助成事業を実施するとともに、その他若年者の婚姻を促進する施策を講ずるものとする。

第3条 センター登録料助成金として、市長とセンターが締結する協定書に基づき、40歳未満の市民がセンターに登録する場合、その登録料1万を市が負担する。

2 大館市ブライダル資金利子補給助成金（以下「利子補給助成金」という。）として、次のとおり助成する。この場合において、利子補給助成事業における利子補給助成金の交付については、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 大館市民が婚姻のため、大館市ブライダル資金利子補給助成事業において市と提携する金融機関（以下「提携金融機関」という。）からブライダル資金を借入し、次に掲げる要件を全て満たした場合、利子補給助成金を助成する。

ア 婚姻する夫婦の年齢が、いずれも借入日時点で40歳未満であること。

イ 借入人が提携金融機関より融資が受けられること。

ウ 夫婦ともに大館市内に住所を有していること又は生活の拠点が大館市にあること。

(2) 前号に規定する利子補給助成金は、夫婦となる者の親が当該夫婦のためにブライダル資金を借入した場合も利子補給助成の対象とする。ただし、借入人が大館市内に住所を有している場合に限る。

(3) 利子補給助成の額は、毎年12月末現在（以下「基準日」という。）の未返済元金に対し、市が定める利子補給率を乗じた額を利子補給助成金として借入人に対し助成する。ただし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 前号の市が定める利子補給率は、年2.5%を上限とし、提携金融機関からの当初借入利率が年2.5%以下のときは、利子補給率は借入利率と同率とする。ただし、提携金融機関からの借入利率が変動利率である場合において、当該借入利率が年の途中で変動したときは、基準日における借入利率を当該年以降における利子補給率とする。

(5) 利子補給助成の期間は、借入日から起算して84か月以内とする。

3 大館市若年者婚姻支援事業助成金（以下「婚姻支援助成金」という。）として、次のとおり助成する。この場合において、婚姻支援助成金の交付については、規則の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) センターに登録した市民がセンターの活動を通じて婚姻し、次に掲げる要件を全て満たした場合、10万円相当の地域限定商品券により助成する。この場合において、初婚、再婚は問わない。

ア 婚姻時に夫婦ともに大館市に住所を有し、婚姻から1年後も引き続き夫婦ともに大館市に住所を有していること又は生活の拠点が大館市にあること。

イ 婚姻時の夫婦の年齢がともに20歳以上35歳未満であること。

- (2) センターに登録した者同士が婚姻した場合、夫婦それぞれに助成するものとする。
- (3) この助成は、附則第2項に規定する施行日以前から婚姻し、施行日後に婚姻1年を迎えた場合にも適用する。

(助成金の交付申請の手続き)

第4条 前条第2項の助成金の交付を受けようとする者は、別記様式1に以下の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 個人情報・調査実施同意書 別記様式2
- (2) 提携金融機関との金銭消費貸借契約書及び返済予定表の写し
- (3) 利子補給助成金を振込する通帳の写し(口座番号が分かるもの)
- (4) 運転免許証等の住所、年齢が確認できるものの写し(申請者及び配偶者のもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前条第3項の助成金の交付を受けようとする者は、別記様式3に次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 個人情報・調査実施同意書(申請者及び配偶者のもの) 別記様式4
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 助成金の交付申請期限は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 利子補給助成金 原則、プライダル資金の借入後1か月以内
- (2) 婚姻支援助成金 婚姻1年を迎えた日から起算して1年を経過した日

(助成金の交付の決定)

第5条 市長は、第4条の申請書が提出された場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、次により申請者に通知するものとする。

- (1) 利子補給助成金 別記様式5
- (2) 婚姻支援助成金 別記様式6

(助成金の支払等)

第6条 利子補給助成金は、借入人に対して年1回、基準日の翌年2月末日までに支払うものとする。

2 提携金融機関は、市が作成する金融機関店舗別の基準日における借入人の未返済元金額及び借入利率等を照合のうえ、市長が指定する日まで報告するものとする。

3 婚姻支援助成金の交付は、地域限定商品券の贈呈により行う。この場合において、当該商品券の贈呈を受けた者は、市長に受領書を提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、必要に応じて、これらの助成金の交付を受けた者に対して、引き続き住民登録の状況及び生活の拠点の状況等を調査することができる。

2 市長は、必要に応じて、提携金融機関に対して返済の状況等を調査し、書類の提出を求めることができる。

3 市長は、必要に応じて、センターに対して登録状況等を調査し、書類の提出を求めることができる。

(助成金の返還又は助成停止)

第8条 市長は、これらの助成金の交付を受けた者が、規則又はこの要綱に違反したと認められたときは、助成金の返還を命じることができる。

2 利子補給助成金について、返済が滞っている場合又は離婚や転出等が生じた場合は交付を停止する。ただし、単身赴任による転出は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、第 3 条第 3 項の規定に基づく助成金については、平成 27 年 6 月以降の大館市一般会計補正予算が成立した日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 3 条第 1 項の規定は、施行日以後にあきた結婚支援センターに入会する者に係る登録料の負担について適用し、施行日前にあきた結婚支援センターに入会した者に係る登録料の負担については、なお従前の例による。
 - 3 この要綱による改正後の第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に提携金融機関から融資の決定を受ける者について適用し、施行日前に提携金融機関から融資の決定を受けた者については、なお従前の例による。
 - 4 この要綱による改正後の第 3 条第 3 項の規定は、施行日以後に婚姻する夫婦について適用し、施行日前に婚姻した夫婦については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大館市ブライダル資金利子補給助成金交付申請書

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号 () -

大館市ブライダル資金利子補給助成金に係る利子補給を受けたいので、大館市若年者婚姻支援事業実施要綱第4条第1項及び大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）の規定により、関係書類を添えて申請します。

【添付書類等】

個人情報・調査実施同意書（別記様式2）

金融機関との金銭消費貸借契約書及び返済予定表の写し

口座番号がわかる通帳の写し

運転免許証等の住所、年齢が確認できるものの写し（申請者及び配偶者のもの）

その他市長が必要と認める書類

金銭消費貸借契約の状況

当初借入利率	(年利) . %
利率方式	1 固定金利方式 2 変動金利方式 (いずれかに○)

利子補給助成金の振込先

金融機関名	銀行				支店
口座科目	1 普通	口座番号			
(カタカナ) 口座名義					

振込先は、申請者本人（融資を受けた方）の口座を記入してください。

口座番号は、右づめで記入してください。

（注意事項）

- 1．申請書は原則借入後1か月以内に速やかに提出してください。（なお、金融機関より返済予定表が送付されるまでには通常1週間程度を要します。）
- 2．利子補給助成金の交付決定については、審査の上後日お知らせします。
- 3．利子補給の対象期間は、返済開始月から84か月以内。利子補給率は2.5%となります。ただし、提携金融機関からの借入利率が2.5%を下回る場合は、利子補給率は借入利率と同率となります。

個人情報・調査実施同意書

私は、大館市ブライダル資金利子補給助成金（以下「利子補給助成金」という。）の交付を受けるにあたり、次の事項について同意します。

- 1．大館市が現に私がこのブライダル資金の借入日において大館市に住民登録をしていることを確認すること。
- 2．大館市が、利子補給の期間内に、引き続き私が大館市に住民登録をしていること、又は、生活の拠点が大館市にあること、並びに、戸籍の状況を確認すること。
- 3．大館市が提携金融機関との間で利子補給助成金の交付に必要な情報を交換すること。
- 4．大館市が上記 1 から 3 までを確認した結果、該当しない場合は利子補給助成金の交付を停止すること。

年 月 日

大 館 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号

大館市若年者婚姻支援事業助成金交付申請書

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者

住 所

氏 名

大館市若年者婚姻支援事業助成金の交付を受けたいので、大館市若年者婚姻支援事業実施要綱第 4 条第 2 項及び大館市補助金等の適正に関する規則（昭和 6 2 年規則第 8 号）の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

【添付書類等】

個人情報・調査実施同意書（申請者及び配偶者のもの） 別記様式 4
その他市長が必要と認める書類

個人情報・調査実施同意書

私は、大館市若年者婚姻支援事業助成金（以下「婚姻支援助成金」という。）の交付を受けるにあたり、次の事項について同意します。

- 1．大館市が現に私がこの婚姻支援助成金交付申請日において大館市に住民登録をしていることを確認すること。
- 2．大館市が、私が婚姻した人、婚姻届出した年月日、及び、婚姻から引き続き大館市に住民登録をしていること、または、生活の拠点が大館市にあることを確認すること。
- 3．大館市が、あきた結婚支援センターに依頼し、登録状況等を確認すること。
- 4．大館市が上記 1 から 3 までを確認した結果、該当しない場合は婚姻支援助成金の交付申請を取り下げること。
- 5．大館市が必要に応じて、私の婚姻後の状況（引き続き大館市に住民登録をしていること、または、生活の拠点が大館市にあること）等を調査すること。

年 月 日

大 館 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号

大館市プライダル資金利子補給助成金交付決定通知書

指 令 第 号
年 月 日

様

大館市長

年 月 日付で申請のあった利子補給助成金の交付について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

借 入 金 額	円
利 子 補 給 率	2.5% (ただし、提携金融機関からの借入利率が2.5%を下回る場合には、利子補給率は借入利率と同率)
利子補給期間	年 月 日から 年 月 日まで
注 意 事 項	1. 利子補給助成金は、毎年12月末現在の未返還元金に2.5% (毎年12月末現在の借入利率が2.5%を下回る場合には、同月末現在の借入利率) を乗じて得た額 (当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) となります。 2. 利子補給金は、毎年2月末日までに指定口座に振り込みます。 3. 借入金を申請した用途以外に使用したとき、又はその他の不正があると認めた場合は、返還を求めることがあります。 4. 返済が滞った場合、又は、離婚や転出等が生じた場合は、交付を停止します。(単身赴任による転出は除く。) 5. 必要があるときは、利子補給に関する書類の提出を求めることがあります。

大館市若年者婚姻支援事業助成金交付決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

大館市長

年 月 日付で申請のあった婚姻支援助成金の交付について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額 円